

東京都市計画地区計画の変更（目黒区決定）

都市計画自由通り沿道八雲地区地区計画を次のように変更する。

名 称	自由通り沿道八雲地区地区計画	
位 置	目黒区八雲二丁目、八雲三丁目及び八雲五丁目各地内	
面 積	約24.0ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は良好な環境を維持する住宅地の一つとして街区の整備状況、住環境の指標等いずれも優れた水準を保持し、住民の定住意向も強い。</p> <p>しかし、中高層建築物による日影被害や高密度化、自由通りの交通による騒音や交通災害等、住環境を悪化させる要因が増大している。</p> <p>本地区計画は、住民が安心して住み続けられることを基本とし、住環境を悪化させる要因の排除に努めるとともに、住環境水準の向上とあわせて、この良好な住環境の周辺地域への寄与を目標とする。</p> <p>この目標達成のため、コミュニティの形成を通じて、将来にわたって優れた住宅地としての用途の適正化に努め、豊かな緑の創出とゆとりある街並の形成を図るものとする。</p>
	土地利用の方針	<p>第一種中高層住居専用地域の地区では、良好な住宅地としての環境および街並の形成に努め、とくにその後背地に対する環境およびプライバシーに配慮した良質な住宅の供給を図る。</p> <p>第一種低層住居専用地域の地区では、低層の専用住宅を中心とする住宅地として、将来にわたって良好な環境を保全する。</p> <p>本地区全体については、狭小宅地の共同化による有効な土地利用を図り、その促進に努める。また、中堅ファミリー層を対象とする良質な住宅供給については、バランスのとれた地域社会の形成を図るものとして促進する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>既存の緑地等の保全を図るとともに、緑道の整備を行い、緑のネットワーク化を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>良好な住宅地としての環境及び街並の形成を図るため、建築物等の意匠、垣又はさくの構造について必要な基準を設定する。</p> <p>第一種中高層住居専用地域の地区では、その後背地の環境保全を図るため建築物の高さの基準を設定する。</p>

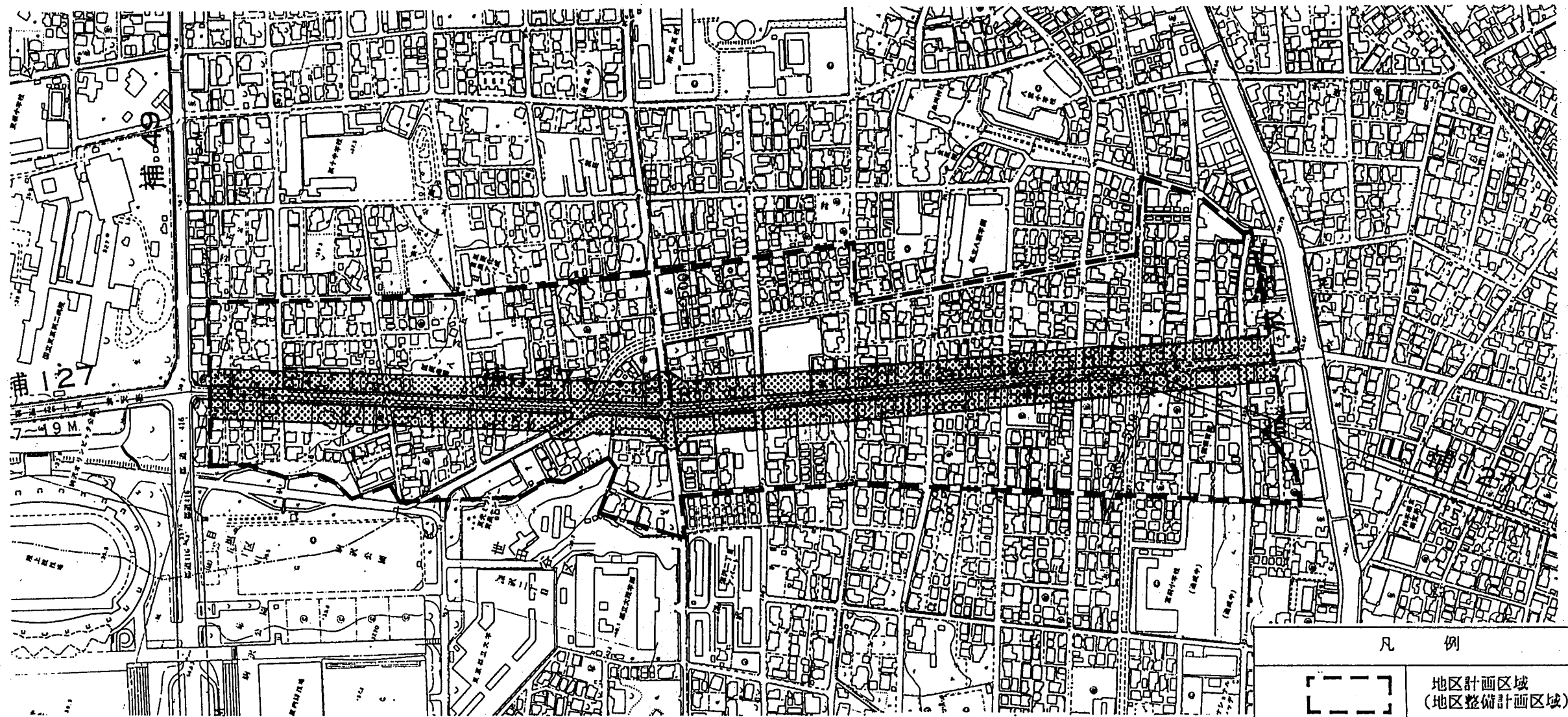
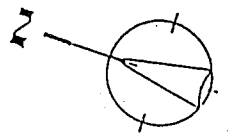
地区区分	名称	第一種低層住居専用地域の地区	第一種中高層住居専用地域の地区
	面積	約18.0ha	約6.0ha
建築物の整備等に關する事項	建築物の高さの最高限度※	第一種中高層住居専用地域の地区については、建築物の高さの最高限度を12mとする。	
	建築物等の意匠の制限	建築物等の外壁の色彩は刺激的な原色を避け、周辺環境との調和に配慮したものとする。	
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさくの構造は、生垣又はフェンス等とする。 ただし、高さ0.6m以下の部分および門柱の袖壁の幅が1.5m以内の部分については、この限りではない。	

※は知事承認事項

「区域、地区の細区分については計画図表示のとおり」

理由：新用途地域の決定に伴い、計画書中に引用している用途地域の表記を新用途地域に整合させるため、地区計画を変更する。

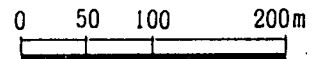
東京都市計画地区計画自由通り沿道八雲地区地区計画 計画図



凡 例

		地区計画区域 (地区整備計画区域)
地区の区分		第一種低層住居専用 地域の地区
		第一種中高層住居専用 地域の地区

S=1/5,000



確認 平成8年11月21日
所管部課名 地域計画部土地利用計画課